

# 中学・高校生の校則・検査・体罰に対する態度の研究

若松 養亮・杉田 明宏

(東北大学)

## I. 問題と目的

1980年代に入ってから校内暴力・いじめの急増と前後して、多くの学校現場（特に、中学・高校）では、「画一的な規制」が広く、そして頻繁に行なわれるようになってきた。それらの多くは、細部・広範囲にわたる、かつ必要性、合理性の疑わしい校則・規則、さらにそれらを守らせるための検査、および罰則としての懲戒・体罰という形で表れてきている。

こうした画一的な規制は、強制的に行なわれることが多いため、生徒の生理的・心理的な個人差を犠牲にすることが危惧される。また、規制の対象となっている事柄が、服装・頭髪・所持品といった、教師の専門性が保証された教科教育の範囲以外においても行なわれている、ということも問題と言える。というのは、そうしたことについての判断は本来、生徒あるいはその親などによってなされることであるし、またそうした判断の体験を重ねることが、生徒自身がその種のことを自分で決められる力を育てるからである。

こうした学校側・教師側の動きに対応して、生徒たち自身の態度や行動がそれに影響されることが危惧される。例えば、生徒が互いの規則違反に目を光らせ規制しあったり、部活動の中で、「先輩」が「後輩」に対して絶対的な権限をふるうといった現象がそれに当たる。またこうした生徒側の変化が、現状の規制をさらに強化させてしまうことも予想される。本研究では以上の問題意識から、校則・検査・体罰といった画一的規制の当事者である中学・高校生を対象に、それらの規制に対する態度（どのように受け止めているか）を調査し、またその態度形成に関わると予想される体験を検討する。

規制に対する生徒たちの態度を検討するにあたっては、まず、画一的な規制を必要とする発想・論理がどの程度肯定されているかを見る。すなわち、「～のためにはこれらの規制は必要だ」といった規制の効用論（以下「効用論」）への反応を調べた。

また筆者らは、規制に対する態度を把握する上では、効用論を提示するだけでは不十分であると考えた。というのは、効用論への賛否とは別に、そうした規制を学校の裁量として認めるか否かという点も、その規制への賛否を左右するからである。すなわち、効用は認めないものの、そうした規制を学校の役割と考えることもあり得るし、効用は認めながらも、学校の裁量とすることには疑問を感じるという反応も十分予想されるのである。さらに筆者らは、このような「自分がそこまで他者（ここでは学校）に従う、あるいは拘束されることは必要だろうか」という認識を持って、それをもとに自身の行動を選択することは重要である、と考えた。というのは、こうした認識を持っていなければ、個人が本来有しているはずの決定権、所有権などの諸権利を自ら放棄することにつながると推測するからである。以上のことから、効用論の他に、「学校がこういうことをするのは間違っている」といった、学校の裁量権を否定する論（以下「反学校裁量論」）を提示し、それに対する反応を調べた。<sup>(注1)</sup>以上の枠組みで、中学・高校生の校則・検査・体罰への態度を概観することが、本研究の第1の目的である。

本研究の第2の目的は、これらの態度の形成因を検討することである。ここでの基本仮説は、次の通りである。すなわち、画一的規制を受けない状態と受けた状態の双方を体験している生徒は、どちらかしか体験していない生徒に比べて、画一的規制に対して否定的な態度を有するだろう。というのは、双方を体験することによって、

(注1) ただし体罰に対する態度を測定する設問では、反学校裁量論の項目は提示していない。これは、体罰が校則・検査に比べて「規制の手段」的意味合いが強く、反学校裁量論の項目が被験者にとって答えづらいことが予想されたためである。すなわち体罰という手段の是非は、多くの中学・高校生にとっては、その経緯（例えばどのような悪いことをしたか、それは何回目か、など）を抜きにしては判断が困難であるだろう。したがって体罰に関しては、幾つかの肯定的意見（この中には効用論が含まれる）と否定的意見に対する反応を見ることとした。

その必要性に疑問を持ったり弊害を感じとることができるだろうからである。この予想を、通学時の服装の規制と体罰に対する態度の二点に関して検討してみたい。その場合の作業仮説は以下の通りである。

仮説1：制服・私服通学の双方を体験した生徒は、制服通学のみを体験した生徒に比べて、制服の校則に対して否定的な態度を示すだろう。

被験者となった高校生は皆、中学時代に制服通学を体験しているので、現在私服通学をしている高校生の態度を、制服通学をしている高校生の態度と比較することによって、分析を行なう。

仮説2：体罰を受けた経験を持つ生徒は、経験を持たない生徒に比べて、体罰に対して否定的な態度を示すだろう。

体罰を受けた経験を持つ生徒は、受ける前と受けた後の自分の考えを比較できる人たちであると考えた。

## Ⅱ. 方 法

### 1. 調査の概要

調査は、質問紙法で行なった。被験者は、主に宮城県内に住む中学・高校生142名である。質問紙の内容から考えて、教師を介した学校での一斉調査は困難と思われたので、大学生の調査協力者を介して、主として家庭教師や塾の場で実施した。被験者の属性は表1に示したが、高校生の女子が多い構成になっている。実施は、1987年12月中旬より1988年1月末日の間に行なった。

### 2. 質問紙の構成

以下に質問項目の構成を述べるが、詳細については、APPENDIXに示した項目一覧か、または結果の表を参照されたい。

(1) 目的1 (校則・検査・体罰に対する態度の様相の把握) に関して

(ア) 校則・検査に対する態度の測定

ここではまず、前章に述べたような、教科教育の範囲外を画一的に規制している7つのトピックを提示した。各トピックの概要は以下の通りである。

#### 1. 学校が制服を決めること

表1 被験者の属性

	1年	2年	3年	男子	女子	合計
中学生	11	18	19	31	17	48
高校生	38	37	17	24	68	92
計	—	—	—	55	85	142

※無答のため、合計が異なる。

2. 学校によっては、制服の丈やボタンの数も校則で決まっていること
3. 多くの学校では、髪の長さや形について校則で決めていること
4. 髪型について校則で決めている学校では、頭髮検査が行なわれること
5. 多くの学校では、マンガやトランプを持って来てはいけなさと決められていること
6. 5のような学校では、検査で違反が見つかった先生が罰としてそれを上げること
7. 「下校後や休日に外出する時には制服着用のこと」という校則があること

これらのトピック各々について、効用論の項目を2～3項目と反学校裁量論の項目を提示し、『賛成。そう思う』と思ったら○を、『反対。そうは思わない』と思ったら×を書いてください」と教示した。なお、反学校裁量論に賛同する態度を反学校裁量の態度、賛同しない態度を向学校裁量の態度と呼ぶこととする。

(イ) 体罰に対する態度の測定

体罰に対する態度の測定は、肯定的意見(N o.1～11)と幾つかの立場からの否定的意見(N o.12～17)を計17項目提示し、「賛成。そう思う」という項目に対して○をつけてもらった。

肯定的意見の項目は、安藤(1985)などを参考に、体罰の有効性・必要性を説くもの(項目1～8。効用論に相当)、教師も忙しいから、口で言ってもわからなければ、などの条件をあげて容認するもの(項目9～11)で構成した。否定的意見の項目は、体罰の有効性への疑問(項目14, 15)と、体罰の副次的効果(項目12, 13, 16, 17)で構成した。

(2) 目的2 (画一的規制に対する態度の形成因の検討) に関して

(ア) 通学の服装形態について

制服についての校則への態度と関連がある変数として予想した、「現在、制服通学であるか私服通学であるか」については、フェイス・シートの一部として尋ねた。

(イ) 体罰体験の有無

体罰に対する態度と関連をもつ変数として想定した、「体罰を受けた体験の有無」は、体罰への態度の設問に先立って、体罰を実際に受けた体験、および目撃した体験を尋ねた。それぞれの経験が「ある」と答えた人には、その体罰の内容を尋ねた。

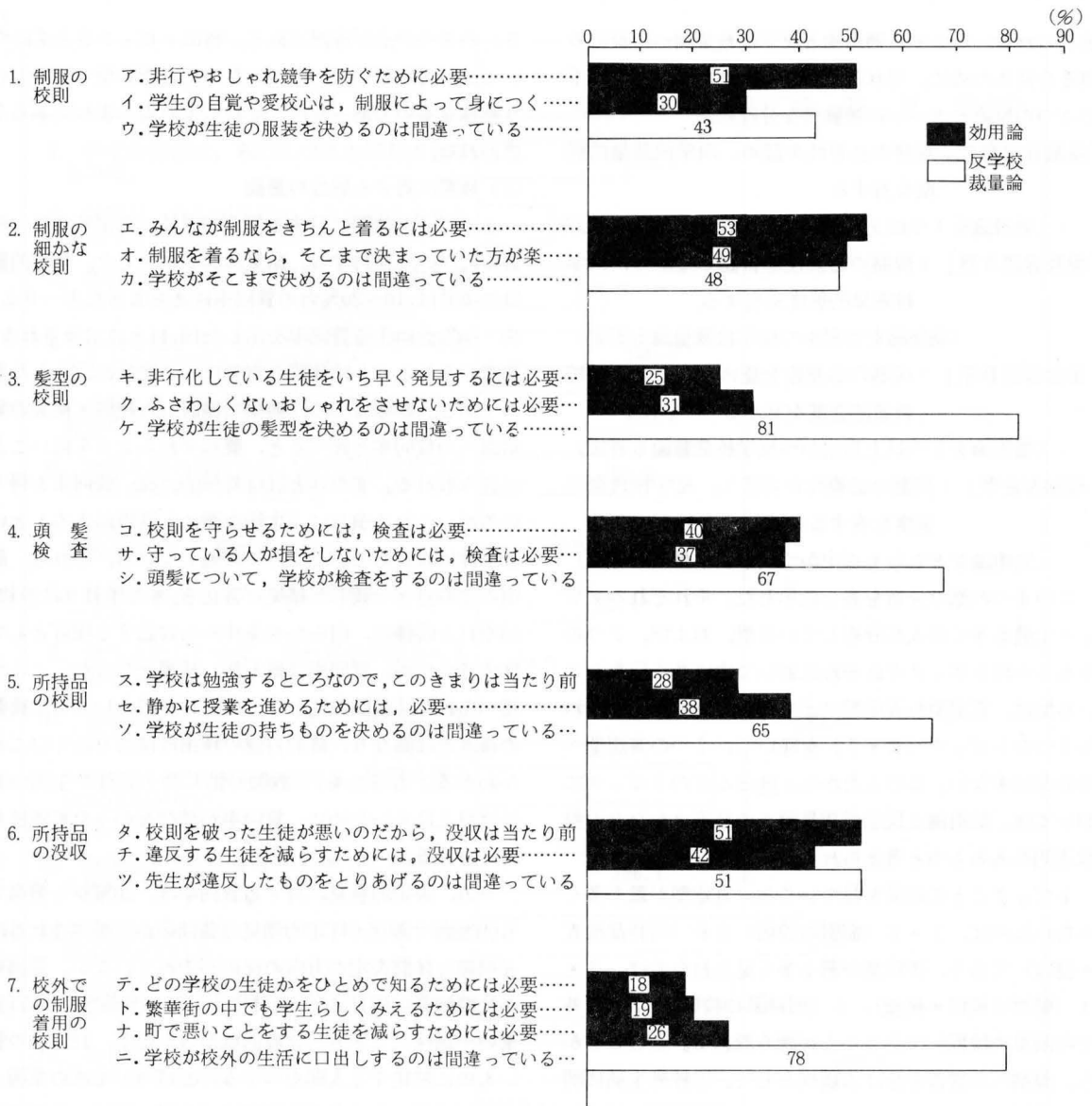


図1 校則・検査の効用論・反学校裁量論への賛同率

### Ⅲ. 結果と考察

1. 目的1 (校則・検査・体罰に対する態度の概観) について

#### (1) 校則・検査への態度の概観

図1には、7つのトピックとして提示した校則や検査への態度項目に対する賛同率を示した。まず効用論については、賛同率は2割～5割の範囲に分布している。項目間の賛同率の差はそれほど顕著ではないが、違反した所持品の没収に関わった(タ)、制服の校則に関わった(ア)(エ)(オ)が5割程度の賛同率を示した。また、これらに比べて賛同率が低い項目としては、校外での制

服用の校則に関わった(テ)(ト)(ナ)と、髪型の校則に関わった(キ)(ク)、制服の校則の(イ)、所持品の校則の(ス)などを挙げることができる。

次に反学校裁量論の項目では、賛同率は4割～8割という比較的高い値での分布を示しているが、トピック間の差異も大きい。値が高かったトピックは、髪型の校則(ケ)、休日の制服着用校則(ニ)、頭髪検査(ジ)、所持品の校則(ソ)が約7割～8割であり、一方、制服の校則(ウ・カ)と、所持品の没収(ツ)は5割前後である。

以上、効用論と反学校裁量論に対する反応を概観すると、トピックごとに規制への賛否が似通っているように

感じられる。そこで、効用論と反学校裁量論への反応の関連を見るために、それぞれのトピックについて、以下の4つの反応パターンに被験者を分けた。

「規制肯定型」：規制の必要性を認め、向学校裁量的態度を有する

(効用論を1つ以上肯定かつ反学校裁量論を否定)

「規制容認A型」：規制の必要性を否認しながら、向学校裁量的態度を有する

(効用論を否定かつ反学校裁量論も否定)

「規制容認B型」：規制の必要性を認めながら、反学校裁量的態度を有する

(効用論を1つ以上肯定かつ反学校裁量論も肯定)

「規制否定型」：規制の必要性を否認し、反学校裁量的態度を有する

(効用論をどちらも否定かつ反学校裁量論を肯定)

この4つの型の分布を表2に示した。それぞれのトピックで最も多くの人分布している型、および、7つのうち5つのトピックそれぞれにおいて次に多く分布している型は、肯定型か否定型のどちらかであった。すなわち2つのトピック(3・7)を除いて、2つの容認型への分布は少ない。このことから、ほとんどのトピックにおいては、効用論と反学校裁量論への反応はかなりの程度連関があるものと考えられる。

トピックごとに結果を見ていくと、肯定型が最も多くみられたのは、1・2(制服の校則)と6(所持品検査・没収)であり、否定型が最も多く見られたのは、3・4(髪型の校則・検査)、5(所持品の校則)、7(校外での制服の校則)であることが読み取れる。このことから、規制への賛否を分ける属性として、①校外生活に関わる規制か否か(トピック3・4・7に対してトピック1・2)ということと、②「違反をした」という既成事実起因する規制か否か(トピック6に対してトピック

5)の2つの点が推測される。特にトピック3と7については、否定型の次に多かったのが容認B型であるという特殊なものであったが、それも①の点の表れであると思われる。

(2) 体罰に対する態度の概観

ここでは、体罰に対する肯定的意見、否定的意見への賛否について検討する。結果は図2に示した。肯定的意見の項目は、10~20%台の賛同率にとどまった1~9と、40~60%台に上る賛同率を示した10,11とに二分される。前者のうち1~8は体罰の有効性・必要性に言及したものである。参考までに、前項で検討した校則・検査の効用論への賛同率と比べると、概ねそれらよりも低いことが読み取れる。また10と11は対照的に高い賛同率を得ているが、この2項目は「生徒の側にも落度がある」という条件に言及していることで共通している。これは、前項の②の点と一致した結果と言える。また項目9は当初、10や11と同様に、何らかの条件から容認する項目として作成されたが、賛同率は最も低い結果となった。ここで述べられた「教師の忙しさ」は、10や11といった生徒側の落度とは異なり、体罰容認の理由にはなりにくいことがわかる。もっとも、「教師の忙しさ」自体が生徒の目には見えにくいために、賛同率が伸びなかった可能性も考えられる。

一方、否定的意見に対する賛同率は、20%から最高でも60%台であり、肯定的意見の賛同率から推測されるほど明確な体罰否定の方向の反応が表れていない。賛同率が比較的高い項目は13(身体にとっての危険性)と15(効果の一過性)であり、比較的低かったのが、12(力の強いものに黙従する人間をつくる)と17(いじめの原因となる)である。後者の2項目は、体罰の直接の弊害ではなく、間接的な影響に言及したものであるために、賛同率も低かったのではないかと推測できる。

表2 効用論と反学校裁量論への賛同状況の分布  
(カッコ内は%; 丸数字は各トピック内での分布順位)

	効用論を肯定 向学校裁量的 《規制肯定型》	効用論を否定 向学校裁量的 《規制容認A型》	効用論を肯定 反学校裁量的 《規制容認B型》	効用論を否定 反学校裁量的 《規制否定型》
1. 制服の校則	56 (42.4) ①	20 (15.2) ③	19 (14.4) ④	37 (28.0) ②
2. 制服の細かな校則	61 (45.9) ①	10 ( 7.5) ④	29 (21.8) ③	33 (24.9) ②
3. 頭髪の校則	20 (15.1) ③	6 ( 4.5) ④	34 (25.6) ②	73 (54.9) ①
4. 頭髪の検査	35 (26.0) ②	11 ( 8.1) ④	35 (25.9) ③	54 (40.0) ①
5. 所持品の校則	33 (25.0) ②	14 (10.6) ④	25 (19.0) ③	60 (45.5) ①
6. 所持品没収	55 (42.6) ①	9 ( 7.0) ④	21 (16.3) ③	44 (34.1) ②
7. 校外での制服の校則	17 (12.7) ③	13 ( 9.7) ④	30 (22.4) ②	74 (55.2) ①

意見	「賛成、そう思う」									
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	(%)
1. 先生の体罰は、親のしつけと同じようなものだ。	28.2									
2. 体罰は、先生が生徒のことを思うあまりふるう「愛のムチ」だ。	13.4									
3. 体罰は、学校の雰囲気をピンッと引き締める効果がある。	18.3									
4. 体罰を受けて、はじめて自分が悪いことをしたと気が付くことがある。	28.2									
5. 体罰をまったく使わないことにすると学校の中がまとまらない。	28.2									
6. 体罰を使わなければ、今の生徒は言うことをきかない。	23.9									
7. 体罰は、近ごろの甘やかされている生徒を鍛えなおし、根性をつける。	10.6									
8. 体罰によって他人の痛みを教えることができる。	20.4									
9. 先生も忙しいので、思わず手が出るのも仕方がない。	7.7									
10. 生徒も悪いのだから、先生の体罰だけ悪く言うことはできない。	59.9									
11. 口で言ってわからなければ、体罰を使うのも仕方がない。	43.7									
12. 体罰は、力の強いものに黙ってしたがう人間をつくる。	26.1									
13. 体罰は、けがをさせたり、命を奪う危険性を持っている。	62.7									
14. 体罰は、あとに恨みの気持ちしか残さない。	47.2									
15. 体罰は、その時だけはききめがあるが、問題の解決にはならない。	66.9									
16. 体罰は、先生と生徒の間の信頼をなくさせる。	45.1									
17. 体罰は、いじめの原因になることがある。	38.0									

図2 体罰への意見項目への賛同率

2. 目的2 (画一的規制への態度と関連する体験の検討) について

(1) 制服の校則に対する態度と私服通学経験の関連について (仮説1の検証)

ここでの仮説は、私服通学を経験した人は、そうでない人たちに比べて、制服の校則に対してより否定的であろうというものである。高校生の被験者を私服通学群69名、私服通学群23名に分け、設問Iの1, 2, 7の制服

の校則のトピックへの反応を検討した。結果は図3に示した。予想したように、トピック1・2において、効用論の項目では私服通学群の賛同率が上回り、反学校裁量論の項目では私服通学群の賛同率が上回った。カイ二乗検定の結果、トピック1の(ア)(イ)、2のすべての項目、7の(テ)で、有意な差であると判定された。この一貫した傾向から、仮説1は支持されたといえるであろう。

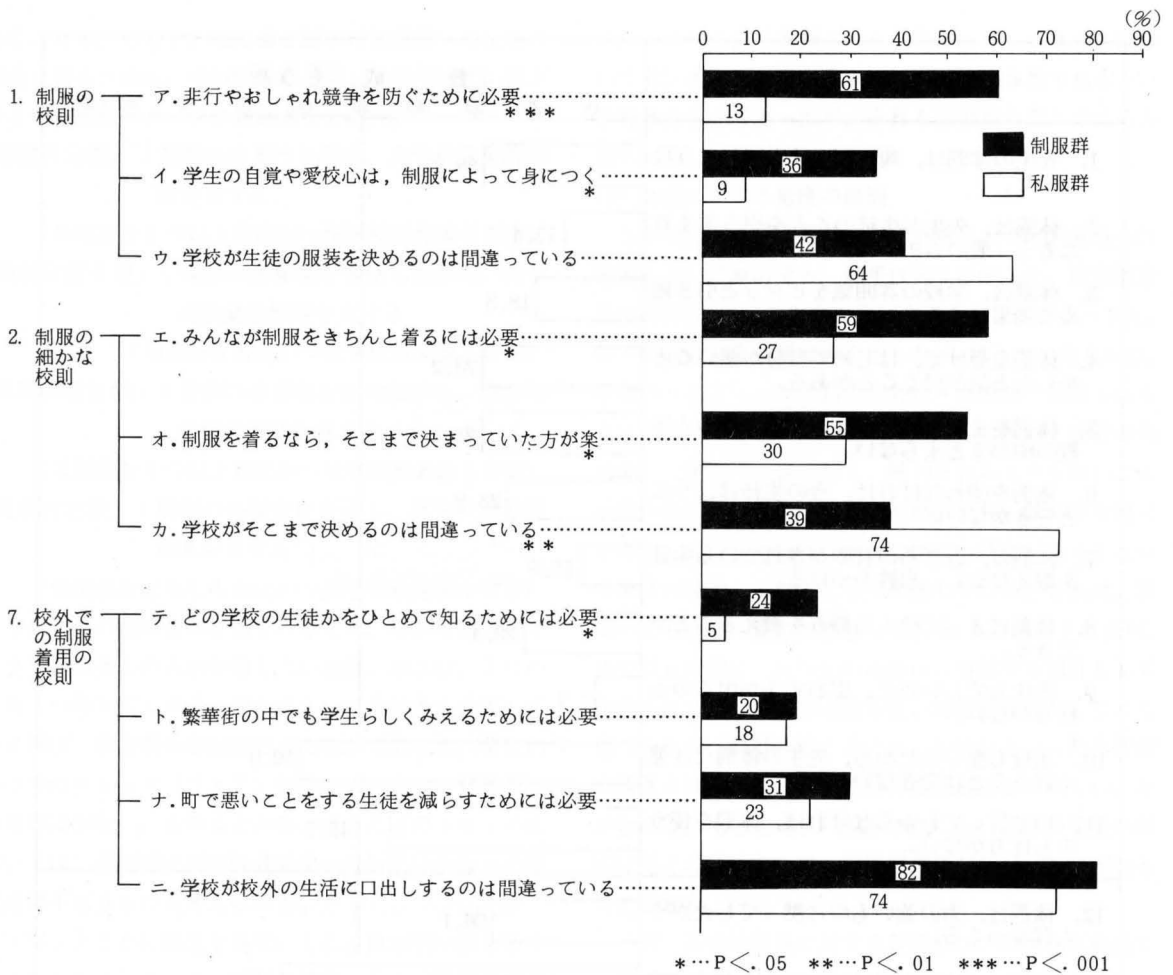


図3 制服通学者と私服通学者の制服の校則に対する態度

トピック7(校外での制服着用)では、項目(テ)で差が見られたに過ぎなかった。トピック7の項目への賛同率を見ると、制服通学者も私服通学者も多くの方が、前述した、「校外までの規制には反対」という態度を有していると言える。ただ、差の見られなかった2つの効用論(ト・ナ)が被験者にとってなじみの薄いものであること、また反学校裁量論(ニ)で、「口出し」というネガティブな表現を用いたことを考慮すると、このトピックの特殊性というより、態度を測定した項目の内容・表現に起因した反応の偏りと見た方が妥当かもしれない。

(2) 体罰に対する態度と体罰経験の有無の関連について  
(仮説2の検証)

関連を検討するに先立ち、体罰経験に関わって、体罰の実態について簡単に言及しておく。体罰体験の有無を尋ねた結果を表3に示した。138人(無答を除く)中、57人

(41.3%)が自ら経験し、目撃者を含めると93人(67.4%)が体罰を経験していた。この結果自体、体罰の深刻な広がりを示すものである。さらに、教師の懲罰のうち「体罰」とみなす範囲は人によって狭まることもあるため、実際には、より広範に体罰が行なわれていると推測される。なお、自由記述によって体罰の内容を具体的に見た結果は表4に整理した。この結果を評価することは本節の論旨からは逸脱することではあるが、ここに示された体罰には、一見して明らかに学校教育法の「懲戒」の域を越えているものや、中には傷害罪を疑わせるものもあり、決して楽観できない現状が示されていると言えるであろう。

ここでの仮説は、体罰を受けた経験のある人たちは、ない人たちに比べて体罰により否定的であろうというものである。上記の57名の体験者と、それ以外の81名の間での、体罰に対する態度の相違について、図4に示した。

表3 中・高校生の体罰経験

自ら経験\目撃	ある	ない	計(%)
ある	57人	0人	57人(41.3)
ない	36人	45人	81人(58.7)
計	93人	45人	138人
(%)	(67.4)	(32.6)	

表4 中・高校生が体験した体罰の内容と実数

A. 殴る・蹴る (自ら体験36人, 目撃70人)
・髪をひっぱられた ・腹にパンチ ・鼻血が出るまで ・うずくまり泡を吹いた ・足を踏む ・耳をひっぱる ・なげとばされる ・泣くまでやめない ・頭突き ・鼓膜を破る
B. 道具を使う (自ら体験12人, 目撃24人)
・竹刀で ・椅子の鉄のパイプで ・チェーンで ・鉄の棒で ・ほうきで ・細い竹で手がぼこぼこになるまで何回も ・机に頭を打ちつける ・1m定規で ・むちで ・頭をつかんで壁にぶつける ・ケツバット ・バケツがへこむほど殴る
C. 正座 (自ら体験13人, 目撃13人)
・職員室で ・長時間
D. 廊下に立たされる (目撃3人)
E. その他 (自ら体験6人)
・答えるまで沈黙が続く ・運動部だからと言って差別する ・凶画を破かれた ・頭を刈る ・校庭を何周も走らせる

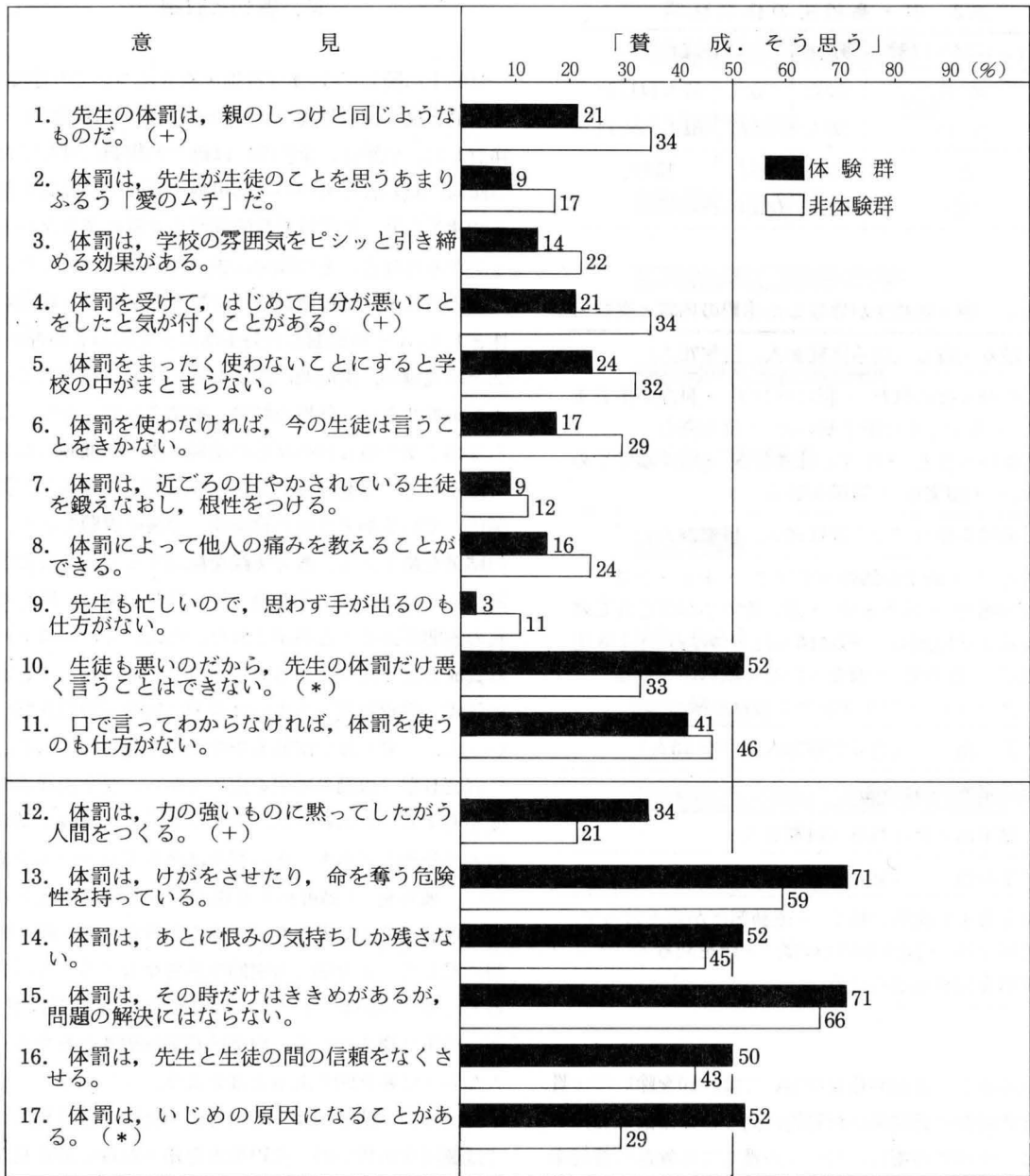
これを見ると、肯定的意見においては、10を除いて一貫して非体験群の賛同率が相対的に高く、否定的意見においては、すべての項目において一貫して体験群の賛同率が相対的に高かった。しかしカイ二乗検定を行なった結果、予想された傾向が有意に見出されたのは、17(5%水準)のみに過ぎなかった。したがって仮説2に関しては、その傾向は示唆されたものの、支持されなかったと言える。

また、10「生徒も悪いから」といった条件付肯定の意見において予想と逆の傾向が見られた。これは、何らかの「悪い」ことをしたということから体罰を受けたことがあると、体罰に対する態度(の表明)にも、「自分も悪いことをした」という「ひけめ」が影響し、その結果、体罰を容認できるものと判断する人が存在するためではないか。

## Ⅳ. 要約と討論

目的1に関しては、まず校則・検査についての態度を、効用論と反学校裁量論の2種類の項目への賛否によって検討した。結果は、全体的には画一的規制に対して否定の傾向が見られたものの、効用論の賛同率が最高5割にまで達したり、反学校裁量の態度が4割に過ぎないトピックがあるなど、その傾向は強いものではなかった。また、効用論・反学校裁量論への賛否を左右する規制の属性として、①その規制が校外生活にまで関わるか否かと、②その規制が、生徒側に落度があることに起因しているか否かの2点が、分析の結果、推測された。ただ、これらはあくまで項目間の反応の差異によって推測したものであるため、規制のこうした属性が反応の差異と実際に関係しているかどうかの検証は、今後の課題である。その結果を踏まえて、教育実践を検討することも重要な課題であろう。また、効用論と反学校裁量論への反応には負の連関があることが示された。ただ、これらはそれぞれ賛成と反対につながる論であるにもかかわらず、双方に賛成(容認B型)あるいは双方に反対(容認A型)といった、一貫しない回答も少なからず見られている。特に容認B型(規制の効用を認めながら、反学校裁量の態度を有する)においては、トピックによっては2割以上の人が分布しており、その存在は決して少ないものではない。彼らを、「効用がある規制でも学校の裁量とするには疑問を持てる人たち」とであると考えれば、画一的規制に対して、より強く否定的な態度を有することができる人たちなのかもしれない。この意味では、容認A型(規制の効用は認めないが、向学校裁量の態度を有する)の人たちとは対照的であると言えよう。

また体罰に関しては、効用を述べた肯定的意見については賛同率が低い、その弊害を述べた否定的意見への賛同率もそれほど高くはなく、明確な体罰否定の傾向は見出せないという結果となった。また、肯定的意見の中でも、条件つきで肯定の項目(10, 11)では、それぞれ4割、6割の賛同者が存在した。このように、生徒側の落度に言及した項目で、体罰に対する批判的態度が弱まるという傾向は、中学・高校生が「悪いことをしたら、それに見合う罰を受けて当然である」という社会認識を有しているためではないか。この認識は、社会における刑罰の与え方や、幼い頃からの躾の様式を一般化すれば、容易に獲得されるものであろう。しかし体罰の場合は、学校という、教科教育を主な目的とする場で行なわれること、また、「生徒も悪い」(項目10)か否かの判断は、特定の学校・特定の教師の価値基準に照らして、しかも



(+) … P < . 10    (\*) … P < . 05

図4 体罰に対する態度の体験群と未体験群の比較

それが瞬時に判断されるのが通例であるために、恣意的なものになる場合があること等を考慮すると、やはり前述の認識を体罰の問題に適用することは、問題があるものと考えておくべきであろう。今後は特に、この条件つき肯定が支持される傾向について、ここで述べた点も含めて、その背景にある要因を検討する必要があるだろう。

目的2に関わってはまず、制服通学と私服通学の双方を体験した人(私服群)と、制服通学のみを体験した人

(制服群)の間で、制服の校則に対する態度を比較した。その結果、ほとんどの項目において、私服群は制服群に比べて、効用論に賛同しない傾向、および反学校裁量の態度を有する傾向が見られた。続いて、体罰に対する態度を、体罰を受けた経験のある人(体験群)と、経験のない人(未体験群)の間で比較したが、両者にはっきりとした差は認められなかった。以上のことから、当初の基本仮説(「画一的規制を受けない状態と受けた状態の



双方を体験している生徒は、どちらかしか体験していない生徒に比べて、画一的規制に対して否定的な態度を有するだろう)は支持されなかった。しかし、仮説が検証されなかった体罰についての分析でも、その傾向は示唆されていたことから、それが顕著なものにはならなかった経緯を検討してみる必要があると言える。まず、体罰というトピックの特殊性を考えてみると、次のような可能性が考えられる。第一に体罰は、制服の校則に比べて、規制を受ける生徒に与える衝撃は大きいであろう。したがって未体験群も、見聞きした経験などから、体験群とそれほど変わらない態度を有するに至ったのかもしれない。また、体罰は家庭での躾の手段ともなっているため、家庭教育の影響も小さいものではなく、学校での体罰体験だけでは差が見られなかったのかもしれない。また、体罰の問題は近年マスコミ等で頻繁に取り上げられており、その問題性の認識は、両方の群が等しく有しているというのが現状かもしれない。以上のような可能性を確かめるためには、より多くのトピックに関して、この基本仮説の検証を試みる必要があるであろう。またこれとは別に、“体罰”というタームの曖昧さの問題も関連しているかもしれない。すなわち、“体罰”というタームによって人がイメージする行為やその程度はさまざまであり、その結果本来あるべき両群の差が見出しにくくなっている可能性もある。今後の研究では、被験者の有する体罰概念を明確にした上で、それを元に層別して分析するなどの手続きが必要と言えるだろう。

## 文 献

- 安藤 博 1985 体罰を肯定する論理の検討 今橋盛勝(編)教育実践と子どもの人権 169-193. 青木書店
- 石井小夜子 1989 子どもの人権と校則問題 生活指導, No. 394, 30-39.
- 日本弁護士連合会第28回人権擁護大会シンポジウム第一分科会実行委員会(編)1985 学校生活と子どもの人権 ―校則, 体罰, 警察への依存をめぐる―
- 能重 真作 1986 <校則>の民主化と体罰の克服 生活指導, No. 19-26.
- 能重 真作 1989 今日の校則問題とは何か 生活指導, No. 394, 20-29.
- 城丸 章夫 1987 管理主義教育 新日本新書

[付記] 本研究は、1987年度東北大学教育心理学ゼミ

ナール・子どもと管理主義教育分科会で企画・実施された調査に基づいている。

## 【APPENDIX】調査に使用された質問項目

### ▷校則・検査のトピックおよび態度測定的项目

1. 学校が制服を決めることについてお聞きします。
  - A. 非行やおしゃれ競争を防ぐためには、制服は必要だと思う。
  - イ. その学校の学生としての自覚や愛校心は、制服によって身につくと思う。
  - ウ. 学校が生徒の服装を決めるのは間違っていると思う。
2. 学校によっては、制服の丈(長さ)やボタンの数も校則で決まっています。
  - エ. みんなが制服をきちんと着るには必要な校則だと思う。
  - オ. 制服を着るとすれば、そこまで決まっていた方が楽だと思う。
  - カ. 学校がそこまで決めるのは間違っていると思う。
3. 多くの学校では、髪の長さや形について校則で決めているようです。
  - キ. この校則は、非行化している生徒をいち早く発見するには必要だと思う。
  - ク. この校則は、生徒にふさわしくないおしゃれをさせないためには必要だと思う。
  - ケ. 学校が生徒の髪型を決めるのは間違っていると思う。
4. 髪型について校則で決めている学校では、たいてい頭髪検査があります。
  - コ. 校則を守らせるためには、検査は必要だと思う。
  - サ. きちんと守っている人が損をしないためには、検査は必要だと思う。
  - シ. 頭髪について、学校が検査をするのは間違っていると思う。
5. 多くの学校では、マンガやトランプを持ってきてはいけなしと決められています。
  - ス. 学校はもともと勉強するところなので、このきまりは当たり前だと思う。
  - セ. 静かに授業を進めるためには、必要なきまりだと思う。
  - ソ. 学校が生徒の持ちものを決めるのは間違っている

と思う。

6.5のような学校では、検査で違反が見つかり先生が罰としてそれをとりあげます。

タ. 校則を破った生徒が悪いのだから、とりあげられて当たり前だと思う。

チ. 違反する生徒を減らすためには、とりあげることは必要だと思う。

ツ. 先生が違反したものをとりあげるのは間違っていると思う。

7. 「下校後や休日に外出する時には制服着用のこと」という校則があります。

テ. どの学校の生徒かをひとめで知るためには必要な校則だと思う。

ト. 繁華街の中でも学生らしくみえるためには必要な校則だと思う。

ナ. 町で悪いことをする生徒を減らすためには必要な校則だと思う。

ニ. 学校が校外の生活に口出しするのは間違っていると思う。

#### ▷体罰に対する態度の項目

1. 先生の体罰は、親のしつけと同じようなものだ。

2. 体罰は、先生が生徒のことを思うあまりふるう「愛のムチ」だ。

3. 体罰は学校の雰囲気をもピンッと引き締める効果がある。

4. 体罰を受けて、はじめて自分が悪いことをしたと気がつくことがある。

5. 体罰をまったく使わないことにすると、学校の中がまとまらなくなる。

6. 体罰を使わなければ、今の生徒は言うことをきかない。

7. 体罰は、近ごろの甘やかされている生徒を鍛え直し、根性をつける。

8. 体罰によって他人の痛みを教えることができる。

9. 先生も忙しいので、思わず手が出るのもしかたがない。

10. 生徒も悪いのだから、先生の体罰だけ悪く言うことはできない。

11. 口で言ってわからなければ、体罰を使うのもしかたがない。

12. 体罰は力の強いものに黙っていたがう人間をつくる。

13. 体罰はけがをさせたり、いのちを奪う危険性を持っている。

14. 体罰はあとに恨みの気持ちしか残さない。

15. 体罰はその時だけききめがあるが、問題の解決にはならない。

16. 体罰は先生と生徒の間の信頼をなくさせる。

17. 体罰はいじめの原因になることがある。

On Attitudes to School Regulations, Inspections, and Physical Punishment  
in Case of Junior and Senior High School Students.

Yohsuke Wakamatsu and Akihiro Sugita  
(Tohoku University)

The first purpose of this study is to investigate attitudes toward school regulations, inspections, physical punishment. A questionnaire was administered to 142 junior and senior high school students. As a result, some properties which affect attitudes was hypothesized for the subsequent studies. The properties were follows ;

- 1 . Restrictions which are related to after-school-life are less agreed than others.
- 2 . Restrictions in the case which students do wrong are more agreed than others.

Articles about necessity of physical punishment were agreed at the rate of only 20~40%. But admissonal position that students' wrong deed cancel the fault of physical punishment was much more agreed than those. Some negative opinions were agreed at the rate of 20~60%.

The second purpose is to investigate relations between attitudes and experiences. The result was that students who have never gone to school in plain clothes agree to school regurations about a school uniform more than those who have.

Key words ; junior and senior high school students, attitudes, restrictions for standardization